

契約保証金規定について

【大分市】

○大分市契約事務規則（抜粋）

第 1 章 総則

（契約保証金）

第 6 条 契約担当者は、契約者から契約金額（インターネット市有財産売払い入札にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、第 1 号及び第 2 号に掲げる担保にあっては額面金額、第 3 号及び第 4 号（契約保証金の減免）に掲げる担保にあっては時価の 10 分の 8 の額又は額面金額の 10 分の 8 の額のいずれか低い方の額とする。

- （1）国債又は地方債
- （2）銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- （3）政府保証のある債券
- （4）市長が確実と認める社債
- （5）銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- （6）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（契約保証金の減免）

第 7 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）官公署と契約を締結するとき。
- （2）第23条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供された

とき。

- (4) 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約金額が80万円以内(工事又は製造の請負については130万円以内)のとき。
- (6) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (7) 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行その他市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (8) 委託契約を締結するとき。

【別府市】

(契約保証金)

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額(インターネット財産売払い入札にあっては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第1号及び第2号にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定する。

(1) 国債又は地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 政府保証のある債券

(4) 市長が確実と認める社債

(5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(7) インターネット財産売払い入札にあっては、確実と認められる担保で市長の定めるもの

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国若しくは他の地方公共団体又はその他公共団体と契約を締結するとき。

(2) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 第20条及び第32条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(8) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるお

それがないと認められるとき、又は第 35 条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。

(9) 委託契約を締結するとき。

4 契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

【日田市】

○日田市契約規則(抜粋)

第1章 総則

(契約保証金)

第8条 契約担当者は、契約者から契約金額(インターネットを利用して普通財産又は物品の売払いを行う入札(以下「インターネット財産売払い入札」という。))にあつては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第1号から第4号までにあつては額面金額、第5号及び第6号にあつては時価の10分の8として算定する。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 政府保証のある債券
- (6) 契約担当者が確実と認める社債
- (7) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証

事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

- (9) インターネット財産売払い入札のシステムを提供する事業者の保証

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 官公署と契約を締結するとき。
- (2) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は第41条第1項各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えないとき。
- (5) 工事請負契約を締結する場合において、契約金額が300万円未満であり、かつ、契約者が当該契

約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(7) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(8) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(9) 第 26 条及び第 38 条の規定により、市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、工事請負契約にあっては、この限りでない。

(10) 委託契約を締結するとき。

4 契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

5 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(平 20 規則 101・令 3 規則 34・一部改正)

(契約保証金の増減)

第 9 条 契約担当者は、契約の変更により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が 2 割以内の場合は、この限りでない。

【佐伯市】

○佐伯市契約規則(抜粋)

第1章 総則

(契約保証金)

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、第1号及び第2号にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定する。

(1) 国債又は地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 政府保証のある債券

(4) 市長が確実と認める社債

(5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と契約担当者が工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 第20条及び第31条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(7) 随意契約を締結する場合において当該契約の目的又は性質からみて、契約保証金を納めることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 第 34 条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。

(9) 官公署と契約を締結するとき。

(10) 委託契約を締結するとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。

4 契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで、契約を解除したときは、返還するものとする。

【臼杵市】

○臼杵市契約事務規則（抜粋）

第1章 総則

（契約保証金）

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、第24条第1項に規定する入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約金額が月額の場合は、契約金額に12を乗じて得た額を契約金額とみなすこととする。

3 前2項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、第1号及び第2号に掲げる担保にあつては額面金額、第3号及び第4号に掲げる担保にあつては時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

- （1） 国債又は地方債
- （2） 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- （3） 政府保証のある債券
- （4） 市長が確実と認める社債
- （5） 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- （6） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（契約保証金の減免）

第7条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 官公署等と契約を締結するとき。
- （2） 第23条及び第39条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- （4） 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約金額が80万円以内（工事又は製造の請負については130万円以内）のとき。

(6) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(7) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(8) 委託契約を締結するとき。

(契約保証金の増減)

第8条 契約担当者は、契約内容の変更により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が3割以内の場合で、前条第2号に準じるものと認められるときは、この限りでない。

(契約保証金の還付)

第9条 契約保証金は、契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

【津久見市】

○津久見市契約事務規則（抜粋）

第1章 総則

（契約保証金）

第7条 契約担当者は、契約者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、額面金額又は登録金額によって算定する。

- (1) 国債券又は地方債券
- (2) 銀行が振出し又は支払保証した小切手
- (3) 市長が確実と認める社債券
- (4) 銀行に対する定期預金債券
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結後、直ちに契約担当者に寄託したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 財産又は物品を売り払う場合において、売買代金が即納されるとき。
- (6) 市が財産又は物品を買い入れ又は物件を借り入れる契約を締結したとき。
- (7) 委託契約をするとき。
- (8) 随意契約をする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 工事又は製造の請負で、設計額が130万円未満のとき。
 - イ 財産の売払いで、予定価格が100万円未満のとき。
 - ウ 物件の貸付けで、予定年間賃貸料が100万円未満のとき。
- (9) 前各号に準じる契約で、契約保証人を定め、かつ、市長が特に必要と認め

たとき。

(10) 官公署と契約を締結するとき。

【杵築市】

○杵築市契約事務規則（抜粋）

第1章 総則

（契約保証金）

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、第22条第1項に規定する入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって替えることができる。この場合において当該担保の価格は、第1号及び第2号にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定する。

- (1) 国債又は地方債
 - (2) 銀行が振出し、又は支払保証した小切手
 - (3) 政府保証のある債券
 - (4) 市長が確実と認める社債
 - (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
 - (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 官公署等と契約を締結するとき。
 - (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (4) 第21条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国（公社、公団を含む。以下同じ）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(8) 随意契約を締結する場合において、第 40 条第 1 項各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。

(9) 委託契約を締結するとき。

4 契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

【宇佐市】

○宇佐市契約規則

第 1 章 総則

(契約保証金)

第 6 条 契約担当者は、契約者から契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納さめさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第 1 号及び第 2 号に掲げる担保にあつては額面金額、第 3 号及び第 4 号に掲げる担保にあつては時価の 10 分の 8 又は額面金額の 10 分の 8 の額のいずれか低い方の額とする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 政府保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証参加市町村の契約保証金に関する事項を列挙する。

(契約保証金の減免)

第 7 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署と契約を締結する場合
- (2) 第 22 条及び第 37 条の規定により、市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実なる担保が提供されたとき。
- (4) 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、又は契約金額が 80 万円以内(工事又は製造の請負にあつては 130 万円以内)のとき。
- (6) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- (7) 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行その他市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結した場合
- (8) 委託契約を締結する場合

【国東市】

○国東市契約規則

(契約保証金)

第 6 条 契約担当者は、契約者から契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 前項本文の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、第 1 号及び第 2 号にあっては額面金額、第 3 号及び第 4 号にあっては時価の 10 分の 8 として算定する。

(1) 国債又は地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 政府保証のある債券

(4) 市長が確実と認める社債

(5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 官公署等と契約を締結するとき。

(2) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 第 20 条及び第 31 条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が過去 2 年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(8) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 150 万円以下(工事又は製造の請負については 200 万円以下)で、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 委託契約を締結するとき。

4 契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

(契約保証金の増減)

第 7 条 契約担当者は、変更契約により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が 3

割以内の場合は、この限りでない。